

様式第 1 号

事後評価シート

県土整備部

番号	事業名 箇所名	市町村名	事業概要	事業期間			事業費 (百万円)	対象 理由	担当課
				着手	※ 1 再評価	完成			
1	道路事業 (一)益安平山線 平山区	日南市	L=1.9km W=6.5m (15.0m)	H16	H25	H30	1,392	①	道路建設課

事後評価の結果 ※2

【事業の目的】

当該工区は、東九州自動車道日南東郷 IC の開通時には当 IC から油津港を繋ぐ、市街地を迂回する最短のアクセス道路となるが、センターラインのない未改良道路で、幅員狭小・線形不良箇所が点在していた。このため全線 2 車線での整備により幅員狭小箇所を解消することで、走行性の向上及び車両、歩行者双方とも安全・安心な交通の確保を目的に整備したものである。

【事業効果の発現状況】

当該工区の整備により、幅員狭小・線形不良箇所を解消し、走行性向上したことから、日南東郷 IC から油津港までの所要時間の短縮、交通量の増加及び車両、歩行者双方の安全・安心な交通の確保が図られた。

【事業による環境の変化や環境保全】

切土箇所や盛土箇所には法面緑化を実施しており、環境への影響は低減されている。

【施設の維持管理状況】

適正に維持管理されており、道路管理上の問題はない。

(維持管理状況)

H27 交通センサス：2, 249 台/日

道路巡視 (基準)：1, 000 台/日以上～5, 000 台/日未満→1 週間 2 日以上

道路巡視 (実施)：1 週間 3 日実施

【今後の事業評価の必要性】

当該区間の整備により、走行性の向上及び安全・安心な交通の確保が図られ、所定の効果を発現していることから、更なる事後評価の必要性はない。

【改善措置の必要性】

当該区間の整備により、走行性の向上及び安全・安心な交通の確保が図られ、所定の効果を発現していることから、今後の改善措置の必要性はない。

【同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性】

特になし。

総合評価	特記事項
事業効果が認められる。	特になし。

(対象理由)

①全体事業費が基準額以上であり、かつ事業完了後一定期間が経過した事業

②再度、事後評価の必要があると判断した事業

※ 1 再評価の実施年度については、直近のものを記載すること。

※ 2 事後評価の際には、出来る限り客観的な数値を記載すること。